

学校において予防すべき感染症について

学校保健安全法第 19 条によって、学校において他の生徒に感染する恐れのある感染症に罹患した場合は「出席停止」となります（欠席扱いにはなりません）。出席停止期間については、下記のように規定されておりますのでご確認ください。医師から学校感染症と診断された場合には学校へご連絡ください。

▼学校感染症の種類と出席停止期間の基準

	病 名	出席停止の期間
第一種	「感染症の予防及び感染症の患者の医療に関する法律」第 6 条に規定する感染症	医師の許可があるまで（治癒するまで）
第二種	インフルエンザ 流行性耳下腺炎（おたふくかぜ） 百日咳 風疹（三日はしか） 麻疹（はしか） 水痘（水ぼうそう） 咽頭結膜熱（プール熱） 結核 髄膜炎菌性髄膜炎	発症後 5 日を経過し、かつ解熱後 2 日を経過するまで 耳下腺、顎下腺又顎下腺の腫脹が発現した後 5 日を経過し、かつ全身症状が良好になるまで 特有の咳が消失するまで又は 5 日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで 発疹が消失するまで 解熱した後 3 日を経過するまで すべての発疹が痂皮化するまで 主要症状が消退した後 2 日を経過するまで 伝染のおそれがないと医師が認めるまで 病状により学校医等において感染の恐れがないと認めるまで
第三種	流行性角結膜炎（はやり目） 急性出血性結膜炎（アポロ病） 腸管出血性大腸菌感染症 その他の感染症 （溶連菌感染症、感染性胃腸炎など）	病状により学校医その他の医師において「感染の恐れがない」と認められるまで

☆ 上記の疾病と診断され、学校を休むように指示された場合の措置

- ↓

○ 担任へ連絡する。

○ 出席停止報告書用紙（書式 様式 1 ・ 様式 2 ）

○ 様式 1 → 医師に必要事項を記入してもらい、
様式 2 → インフルエンザは保護者が記入…受診した日付がわかる処方箋等のコピー等を添付。

○ 登校できるようになったら出席停止報告書を担任へ提出する。